

# 第13回産業福祉常任委員会会議録

平成28年11月21日（月）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 2時24分

---

## ○会議に付した事件

### 1. 町からの協議・報告事項について

#### ●町民課

①国民健康保険事業広域化について

②清里町国民健康保険事業医療費動向について

#### ●保健福祉課

①ケアハウスの実施設計について

#### ●産業建設課

①平成28年度清里町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

②二十一号補修工事に係る設計変更の専決処分について

③住生活基本計画の策定について

#### ●焼酎醸造所

①平成28年度焼酎販売実績（第2四半期）について

②平成28年度焼酎事業特別会計補正予算（第2号）について

### 2. 次回委員会の開催について

### 3. その他

---

## ○出席委員（7名）

委員長 前 中 康 男

副委員長 池 下 昇

委 員 村 島 健 二

委 員 加 藤 健 次

委 員 河 口 高

委 員 堀 川 哲 男

委 員 伊 藤 忠 之

※議長 田 中 誠

---

○欠席委員 なし

---

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

■町民課長	河合 雄司	■町民生活G総括主査	樫村 亨子
■町民生活G主査	山崎 孝英		
■保健福祉課長	蘭部 充	■福祉介護G総括主査	阿部 真也
■産業建設課長	藤代 弘輝	■建設G総括主査	吉田 正彦
■建設G主査	酒井 隆弘	■建設G主査	山本 卓司

---

### ○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 小 貫 信 宏  
主 査 寺 岡 輝 美

---

### ●開会の宣告

### ○前中委員長

第13回産業福祉常任委員会を開催いたします。

---

### ○前中委員長

大きな1、町からの協議報告事項について。町民課提案説明よろしく願いいたします。  
はい、町民課長。

### ○町民課長

それでは1点目の国民健康保険事業広域化について御説明申し上げます。国民健康保険事業の広域化につきましては、6月の常任委員会におきまして説明させていただいているところでございますが、再度スケジュールについての説明と北海道への納付金額等の仮算定結果について去る11月1日に公表され新聞報道等もされておりますので、清里町の状況についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。スケジュールについて基本的には変更ありませんが、詳細等を付け加えております。それで北海道の二重丸の2番目のところで市町村納付金保険料、もしくは税率についてですが北海道に、データの提供を9月に行いまして納付金仮算定の結果が公表されましたので、現在は、黄色で囲った部分まで作業が進んでいる状況となっております。算定結果をもとにしまして、今後清里町の保険税率の試算を行っていくところでございます。仮算定の結果につきましては3ページ以降に添付しておりますので、後程説明させていただきます。

スケジュールの一番下に電算システムの改修を追加しております。北海道との連携を図るために、新規システムの導入または、既存システムの改修を求められているところでございまして、費用については現在のところ全額国、道交付金及び国の補助金となる見込みでございます。

3ページをご覧ください。ここからが北海道から提供されました仮算定結果を添付しているところでございます。1番目の趣旨に記載されているとおり、納付金の額が市町村保険料または税の決定の

基礎となるものでありまして、現在各町村で異なっている保険料または税を平均的な水準に近づけていくものです。今回の仮算定結果については、記載されているとおり、あくまでも納付金について各市町村と協議する際の参考であり、直ちにこの結果が保険料または税となるものではないです。

2番の(1)一人当たりの比較、全道平均では保険料収納必要額として11万3千546円であり、これは平成30年度からの国の財政支援を一人当たり5千円として、加味した金額となっております。平成27年度分の必要額は法定外の一般会計繰入金も加算し11万7千506円となっているため、全道的に見ると、一人当たりの保険料必要額は下がることとなります。この金額につきましては8ページに記載の納付金算定方法により算定していますが、所得係数の $\beta$ 、医療費水準係数の $\alpha$ を固定して計算しているものであります。今後保険料の激変緩和のための措置が講じられるものと見込まれますので本算定に向けまして変更の可能性も十分ございます。また清里町が実際に保険料の算定に加えている資産割はこの数字には考慮されておられません。(2)の個別市町村の状況は記載のとおりでございます。(3)一人当たりの比較が変化する要因につきましては国保加入者の所得要件であり清里町は所得医療費、ともに高い市町村として区分されているところでございます。また交付金が30年度以降、道に一括交付されるようになりますので市町村ごとの増減が生じることも要因の1つとなります。(4)算定結果につきましては11月2日、11月の12日の北海道新聞の方でも報道されましたが、こちらに報道された数字と同じ数字を記載させていただいております。今回参考のために北海道からいただきました全道分を添付しておりますが清里町につきましては6ページの123番に記載されております。一人当たりの比較では仮算定後は17万8千55円ということで約1.06倍モデル世帯の比較では37万1千400円で約1.21倍となる仮計算結果となっております。9ページの図をご覧ください。仮算定結果と現行保険料の比較であり、所得が高ければ全道平均に対して保険料が上昇するため、今回の仮算定結果により、青の点が斜め45度のラインに近づいてきており、保険料水準の平均化が図られていることを示しております。清里町は赤マルの清里から青マルの清里に上昇しているところでございますが、こちらにつきましては医療費の水準が影響しているものと考えられます。

今後この仮算定を基に激変緩和措置等の動向を見ながら、清里町の保険税率について検討を行っていくものでございます。以上です。

#### ○前中委員長

ただ今①国民健康保険事業広域化について提案説明がございました。各委員より質疑賜りたいと思います。何かございませんか。この9ページのこのグラフ、これどのように読み取るのが一番よろしいんでしょうか、損益分岐点じゃないですけども45度のラインに近づいていけばいいほど、所得に対する部分が望ましいっていう形なんですか。

#### ○町民課長

45度のラインに近づいていけば、概ね所得が上がれば保険料も上がっていきますので、そういった中で、この赤い点がバラバラになっていたのが、青い点になって45度の線に近づいてきていますよということ。

#### ○前中委員長

何かございませんか。よろしいですか。なければ次の提案説明に移らせていただきます。

課長。

#### ○町民課長

それでは2点目の清里町国民健康保険事業医療費の動向についてご説明申し上げますので、10ページをご覧ください。一番最後です。

国民健康保険医療費の動向につきましては、9月にもお知らせさせていただきましたが、最新の状況についてお知らせいたしたいと思います。上の療養給付費、中段の療養費につきましては、昨年度よりも低い水準で推移しているため、この状況が続けば補正予算等の必要はないと考えております。昨年度は12月に3千234万9千円を増額し、うち2千739万6千円については、法定外の繰入ということで実施していましたが、こういった補正の必要は今のところこのまま推移すれば必要ないと考えているところでございます。高額療養費につきましては予算額ギリギリで推移しているところでございますが、療養諸費の中で流用等により対応できるものと考えておりますので、こちらについても予算補正等は必要ないということで考えているところでございます。現在は補正の必要については考えられませんが、今後医療費が増高とか国からの調整交付金がまた減額されるといった場合には、補正が必要になってまいりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

#### ○前中委員長

ただいま②清里町国民健康保険事業医療費動向についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。はい河口委員。

#### ○河口委員

2ページの表の青いところと赤のところの差が少ない方が良いのか。

#### ○前中委員長

はい課長。

#### ○町民課長

少なければ今と保険料おそらく変わらないんですけども、大きく例えば仮に離れていても青のところ寄ってきていれば、現状が例えば赤の線が大きく離れているとすれば、このライン上に近づいてくればくるほど、北海道としての標準の保険料の値に近づいてくると所得が上がれば、金額が上がってくるというそういう斜めのラインに近づいてきますよとそういうような表でございます。

#### ○前中委員長

よろしいですか。

#### ○町民課長

近ければ近いほど保険料の差額はそんなにないので、現状保険料とそう変わらないと思います。離れば離れるほど差は出てくると思います。

○前中委員長

要するにこれは全道に移行することに従って、上の方の60%上がる要素が強いついていうことですよ。そう理解して間違いないですか。

○町民課長

はい。

○前中委員長

ちょっと前段の方に戻ったんですけども、②の方の国民健康保険事業医療費動向について何か、なければよろしいですか。

○町民課長

1点よろしいですか。

○前中委員長

課長。

○町民課長

申し訳ございません。今後の話なんですけれども12月開催の常任委員会におきましては、町民課の方から税条例と国保条例の改正、また一般会計の補正予算としまして後期高齢者医療の負担金がございますので、提出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○前中委員長

伊藤委員。

○伊藤委員

もう1回だけ聞かせていただきたいんですが、この9ページの表の見方なんですが、今河口委員からもあったんですが、例えば要は開きがあればその真ん中に集約していけば良いというのは解ります。自治体単体で見た時に清里の赤と清里の青開きありますよね。小清水や斜里なんかはかなり清里の額よりかなり開きがありますよね。この場合単純に、今までの現行と今後改正されるとき幅っていうんですか、各おのおのが支払う幅が清里の方が狭いですよね。結局こっちの方が健康保険料は今までよりもそんなに変わらないというイメージで良いんですか。

○前中委員長

はい課長。

○町民課長

おっしゃられたとおりに、この幅が狭ければ狭いほど現行の集める額と今後集める額の差が少ないということですから、そう変わりはないと。開けば開くほど上に、青い方が上にいってればいって

るほど、高くなるということですね。例えば猿払、一番右端にありますけどももう60を超えて100近くの方までいっていますよね。こういうところだと、かなりの額の上昇がみられると考えられます。逆に例えば北見市、どこにあるかわかりませんが、北見市なんかは下がる方向に出ているはずですよ。そういったことでその幅が大きければ差も大きいと。

○伊藤委員  
委員長

○前中委員長  
伊藤委員。

○伊藤委員  
猿払の話出ましたけど、猿払元々の納付率高いですよね。元々も高い。例えば斜里なんかでいったらすごい上げ幅です。単純に大変だなと思えばそういうような見方をすればいいということなんですか。

○町民課長  
単純にこの分が負担として町にくると。そんな感じになります。

○伊藤委員  
わかりました。

○前中委員長  
よろしいですか。加藤委員。

○加藤委員  
こういう形で推移されていくと、基本的には全道一律の中で収支をあわせていかないとならんっていう部分があると思うんです。緩和措置があるんだけど、そういう中でいくと緩和措置をとるということは、全体に保険料は一定料上がっていくことはやむを得ないということになってしまうと。あるいは国や道の保険料の補填の中で増額になってくるのか。

○前中委員長  
課長。

○町民課長  
こちらの3ページの方に、2番の(2)のところなんですけれども、個別町村状況ということになっておりまして、仮算定を今回行った結果、増加した市町村が85。仮算定で減少した市町村は92ということで、おおむねバランスとれて金額的にはどうかちょっと解りませんが、数的にはバランスがとれたような格好になってきています。そんな中で全体の大きさが膨れてしまったと言っているのではなくて、今あったものをベースにして考えてますんで、27年度ベースということで考えてます

んで、それを平均化するように割り返していくと、こういった数字になるといったことです。

**○前中委員長**

良いですか。それでは町民課からの2点提案ありましたけども、以上をもって町民課終了したいと思えます。ご苦労様でした。

**○町民課長**

ありがとうございました。

**○前中委員長**

それでは保健福祉課より1点、ケアハウスの実施設計についての提案説明がございます。保健福祉課長。

**○保健福祉課長**

ケアハウスにおきましては、現在実施設計を行っている途中でありますが、中間の図面が手に入りましたので、若干の基本設計からの変更点も含めまして、担当の阿部総括主査よりご説明を申し上げます。

**○前中委員長**

はい担当。

**○保健G総括主査**

それでは資料の1ページの方ご覧いただければと思います。基本設計等でもあの周辺図、それから平面図関係をお示しさせてもらっていたところではありますが、現在実施設計の取りかかっている最中のところでございますけれども、この中でいろいろと実務的な、それから施設としての重要な部分ということで、設計会社それから設計担当、産業建設課の建築担当でございますけれども、そちらの方と都度協議をしていく過程で、大きく現在までに変わり、基本設計6月の常任委員会でお示した中から変更等が起きているものについて概要ということで説明さしあげたいと思います。

まず点線が赤と青ということで、大きく変わった部分ですけれども基本設計の際では青い部分に、実は階段室ということで、建物が鉄筋コンクリート3階建てということでございます。各東西に長いケアハウスの施設でございますけれども、それぞれの半分か中腹ぐらいつつに、2箇所の階段室を設けて3階までの往来という基本の設計でございました。

ただ用途等を考えまして、途中の実施設計、これから建設に向かうという部分で話になりましたときに、階段の位置がやはり再協議をさしあげることになりました。この青い点線で、基本設計でお示し以前にさせていただいた時には、この建物の両端に外側に非常用階段がつくということで以前には御説明差し上げていただきました。普段は使わないと、それから今おそらくイメージとしては老健の外にあるステンのタイプのものを見受けられた方もいらっしゃるかと思いますけども、あのタイプの形が東西につくというイメージで最初進んでおりましたが、用途としては基本的な緊急時ということになります。それとあわせて、移動の距離等を考えまして、センターエントランス側の南側から入るわけですがセンターに階段を1つ設ける。ちょうどこの赤く囲ってあります部分の集計があります

が、機械室それから事務室を横につける形になります。後段2ページでも御説明差し上げますが、センターに階段そして両端に階段室を設けるという形によりまして、通常から使えるという形の階段室の位置を変更ということで考えてございます。

2枚目を見ていただきますとそれぞれ各階の平面図が大きくなってきているものもございまして、まず、はじめに1階の方になりますけども、こちらの方は玄関が入りましたら、正面はいわゆる住民対応のエントランスという形で考えているところでございます。それから、若干左に入りますと中央に今回新たに設ける形になりました。階段室それから横にはエレベータ、こちらは、老健よりも若干一回り小さいですけども、ストレッチャーと寝台等が乗る形の設定を考えていたところでございます。エレベータはほぼセンターという形でございます。それから東それから西の両端には階段室という形で設けておりまして、こちらにつきましては1歩の踏み出しの高さが大体15センチ程度ということで、当然ながら高齢者に対応するような形の階段で段数を確保しまして、3階までという通常の経路によりまして階段室設ける形で3カ所とこれが大きく、基本設計の部分で外観のでっぱりですとか、いろんな部分のところから見まして大きく変更はなったという部分で申しておきたいと思いません。そのほか細部につきましては、厨房ですとか食堂等につきましては、これまで御案内のとおりでおおむね進んでいるところでございます。あとそれから、機械室ですとか大まかなセッティング、各種導管経路ですとか、そういった分につきましても細部が固まってきたと図面の途中経過につきまして2ページ、3ページ目ということでご説明をさしあげたいと思います。大きく変わったところはこの部分、それから外の部分に参りますけども、1枚目にまわっていただきますけども農業振興センターの方には当初から予定しておりますが、入居者の外の物置ということで引っ越してきた方の物置の関係のセッティングがなされているところでございます。そこから南側の入口までの間は通しという形で基本設計の間は恐らく東西のこのケアハウスの建物で、ちょっと分断された形があったかと思えますけれども、通路とかの確保の方もあわせて実施設計の中でおおむね見出せるような形で作って住んでいけるというところでございます。

簡単ですが、階段室の設定変更があったということでご説明にしたいと思えます。以上です。

#### ○前中委員長

はい。ただ今ケアハウスの実施設計について何点か設計変更の箇所は説明ありましたが、各委員より質疑を受けたいと思えますけども何かございせんか。

#### ○前中委員長

はい、伊藤委員。

#### ○伊藤委員

今の説明していただいたんですが、前までの基本設計でいくと外側にその非常階段があったんですけども、それを非常時じゃなくて普段でも使えるような形で中に持ってきたよっていうことですか。その外側の非常階段って無くなったんですか。

#### ○前中委員長

はい課長。



○保健福祉課長

すいません、解りにくくて。もともとはこの東西の両端に非常時にしか使わない階段ということで青い四角2つ、ここが階段室でした。この青い階段室を、赤い小さな箱2つ側に端に持って行ってエレベータの横に当時はなかった階段室を設けたということになります。ですから常用、普段使う階段室はそもそも2つ、非常用が2つだったんですが、非常用は常用しないわけで非常用に近い位置に常用設置をして、近い位置に設置をして真ん中に新たにエレベータの横に階段室を設けたということです。位置関係はそういうことになります。

○前中委員長

よろしいですか。はい伊藤委員。

○伊藤委員

安全管理とかよくわかってない人間が聞くのもなんですが、前回外側に要は非常階段がありましたよね。その場から外に逃げられるよっていう状態の階段を、今回はなくしてしまうということなんですか。中だけで非常階段として使うっていうこと、3階からすぐそのまま外に逃げられるっていうことではないっていつくりになるっていうイメージで良いですよ。

○前中委員長

はい課長。

○保健福祉課長

階段は建物内になりますので、1回までおりて端の所から出ていただくということになります。

○前中委員長

はい伊藤委員。

○伊藤委員

それでも問題はないということなんですか。

○保健福祉課長

逆にむしろ以前の方が階段の距離がということがあったもんですから、真ん中に階段を設けることで、無駄に階段は増やさずにといいことも配慮して、この形になりました。脱出のしやすさは上がったというふうに考えています。

○伊藤委員

わかりました。

○前中委員長

他に何かございませんか。良いですか。ちょっと1点だけ、EVエレベータだと思うんですけど1階の部分書いてあるその横にEPSってあるんですけど、なんでしょう。

○保健福祉課長

電気配線等のパイプスペースなのですが、大きく取って、この中には電動配電盤だとかそういうものも入ります。

○前中委員長

わかりました。はい。よろしいですか。はい。それでは保健福祉課終了いたします。

○河口委員

この設計の問題でなくて、もう1点だけ。

○前中委員長

全体を通して。

○河口委員

はい。ケアハウス自身の建物については、それは専門家だとかそのへんで良いんでしょうけども、実質どういう運営設計をされているかってことが大事になるんだらうと思います。

その中で、当然生活費の部分は、これはもう基準で決まっていて、約6万近くは食べ物、衣類、生活する費用になっていて、問題はあと1万何ぼが、この整備費の管理費になるんだらうと思うんですね。だからここの3階にして50床にすることで、50人で管理費をできるだけどうやって安くするかっていうことで、50床になっているんだらうと思うんですけども、その辺含めて本当に図面化されて机上から現実の問題になったときに、その辺のきちっとした運営設計がされていっているのか、同時にされていっているのかどうかで1月当たりの積算額が出て試算上はもう出ているんだらうと思いますので、その辺は現実に思う金額とこの建物の管理費の関係でどうしてもこの辺は値段が上がっていくよなっていう、その辺の設計っていうのは、どうなっているのかをちょっと聞かせていただきたいんですけど。

○前中委員長

設計変更に伴う料金体系の見直しはあるのかという質問内容でもよろしいですか。現実に運営の設計はどうなっているのか。

○保健福祉課長

まだ実施設計における建物の数値は、いただいてありませんので、それについてはまだご説明できないんですけども、利用料については何度かお話をさせていただきましたけれども、これについては法、道条例に基づいて利用負担いただけるものは決まっておりますので、そういう自由度はほぼないというふうなものですけれども、まず、利用者からいただける負担額、負担いただけるものとしては4種類に分かれています。

1つはサービスの提供に要する費用と言われるところで、いわゆる事務費であったり職員の給与であったりを賄うものです。これについては法令に基づく道条例の規定によって利用される方の収入によって負担する額が定められています。これは一番社会福祉施設らしいところですね。その利用者の収入階層区分というのは150万円以下から始まって150万円。150万円を超えて160万円、

10万円ずつだんだん積み上がっていくような設定ですが、多くの利用される方は150万円以下というところでこれまでお話ししてきたのは、本サービスの提供に要する費用というのはそれぞれ1万円となっていますよ。

それから生活費については、食材それから共浴に係る光熱水費を決めていますよと、これも同条例によって夏場だと4万3千700円、冬場だと5万1千800円を上限としますよということで上限をいただかなければ、これも食べるための費用ですから、皆さんの食費などでこれを抑えるのが難しい。これもいただくと。

あと3つ目として、居住に要する費用ということで、これは建物の建設に係る費用です。これについては設計があがらないと何とも申し上げられませんというところでお話をしたところです。さらには御意見をいただきましたとおり、これについては減免等についてを検討しますということで、これまでもお話をしていたところです。

あと4つ目についてはあと居室、それぞれが占有する居室にかかる光熱水費、これは御負担をいただきますよということです。これについても再生可能エネルギーを導入することによって負担をなるべく小さく抑えるということで考えてきています。基本的な考え方はこれに変わりありませんので、サービスに要する費用っていうのは大方の方は1万円だろうと。それから生活費食材や共用の光熱水費に係る分これはいただかないとならない。3番目の居住に要する費用については減免を検討しているということで、あとそれぞれで占有する居室に係る光熱水費については最大限定額に抑えられるような設備設計をしていきたいということで、今までもお話をさせていただいておりますので、これ以上のことは今ここでもまだ申し上げられないということで御理解をいただきたいと思います。

#### ○前中委員長

よろしいですか。全体通しての質疑だったんですけども、他にあれば受けたいと思います。よろしいですか。それでは保健福祉課終わりたいと思います。ご苦労様でした。

#### ○前中委員長

続きまして、産業建設課からの提案説明がございます。産業建設課長。

#### ○産業建設課長

本日の産業建設課の関係ですが、まず1点目といたしまして平成28年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算といたしまして、簡易水道事業特別会計によります本年度の人事院勧告に伴います人件費の補正となっております。

2点目、二十一号橋補修工事に係る設計変更専決処分について。10月6日開催しております二十一号橋補修工事につきまして、今年度事業促進のための追加工事要望について御説明させていただきました。その後、事業費の追加が確定したため契約変更の内容についてのご報告でございます。

3点目です。住生活基本計画の策定です。産業常任委員会にて報告いたしました清里町住生活基本計画の策定につきまして作成が進行しておりますので、現段階での内容についてのご報告をさせていただきます。

#### ○前中委員長

ただいま、産業建設課から3点ほどありますけれども、まず始めに①の平成28年度清里町簡易水

道事業特別会計補正予算第2号について。提案説明お願いいたします。担当。

#### ○建設管理G総括主査

平成28年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算第2号に関する予算概要についてご説明いたします。議案の1ページをお開きください。今回の補正は、職員の給与改定に伴う職員給与費の不足額を増額補正するものであり、歳入歳出それぞれ4万6千円を追加し、予算の総額を6千694万6千円とするものです。

歳入より御説明いたします。繰入金につきまして、4万6千円を増額し、補正後の繰入金を1千282万6千円とするものであります。財源は、基金繰入金であります。次に歳出につきましてご説明いたします。総務費につきまして、給料、職員手当等を4万6千円増額し、補正後の総務費を4千52万6千円とするものであります。以上で説明を終わります。

#### ○前中委員長

只今、平成28年度清里町簡易水道事業特別会計補正予算についての提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思いますけど、何かございませんか。よろしいですか。それでは、②二十一号橋補修工事に係る設計変更の専決処分について。担当。

#### ○建設管理G総括主査

議案の2ページをお開きください。二十一号橋補修工事にかかる工事請負契約の変更についてのご説明を申し上げます。10月6日の第11回産業福祉常任委員会において協議いたしました二十一号橋補修工事の事業推進にてご説明を申し上げました複数年にわたる交通規制の解消に向けた追加工事の実施について、10月7日に社会資本整備総合交付金の追加要求承認の内示があり、追加工事に伴う設計変更を行い、10月17日に契約変更の専決処分を行っております。その後交付金の交付決定となりました11月2日に契約の相手方と変更契約を締結しております。契約の相手方は、清里町札弦町48番地、野村興業株式会社で、変更内容としましては、交通規制が必要とされる既設舗装板の取り壊しと、表面防水舗装を追加で行うもので、契約金額は、変更前の6千134万4千円から、1千236万6千円増の7千371万円となっております。今後は地方自治法第179条第3項の規定により議会において承認を求めるものであります。以上で説明を終わります。

#### ○前中委員長

只今、二十一号橋設計変更に係る設計変更の専決処分についての提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思いますが、何かございませんか。よろしいですか。河口委員。

#### ○河口委員

契約金額の20パーセント増えているんですね。妥当なんですか。20パーセントは大きいですよ。ね。

#### ○前中委員長

担当課長。

## ○産業建設課長

この金額につきましては、橋の工事を当初1年でやりたいという計画だったのですが、近年、交付金というのは、要求額の6割程度しか入らないという状況でありまして、止むを得ず2ヶ年工事とさせていただきます。今年は上部をやって来年は下部の部分を。上部の部分についてもその共鳴部分が予算付けされないまま来たものですから、このままでいきますとまた来年、期間としては今年ほどではありません。どうしても通行止めをかけて工事しなければならない。来年、その工事につけなくても、すべてということで残りの部分を要求しており、そのための必要な金額だったということで、ご理解いただきたいと思います。

## ○前中委員長

良いですか。なければ、最後になりますけども③住生活基本計画の策定について。お願いいたしません。担当。

## ○建設管理G主査

住生活基本計画の策定状況について、別冊の計画素案の説明をいたします。策定にあたりましては、これまで常任委員会でも策定業務に着手することをお伝えしてまいりましたが、その後住民アンケートを8月に実施し、町の関係各部署からなる策定委員会を開催してございます。計画策定の進捗といたしましては、資料の1枚目、目次の赤色の囲みまで検討が進んでございまして、2章では清里町の住宅特性や町民意向としての住民アンケート結果を整理し、3章では、清里町における住宅政策の課題を洗い出し、4章として今後の目標と展開方法を検討してございます。

今後は、重点的な取り組みへと計画を策定していくことを検討しておりますが、計画策定の経過として、現時点での計画検討案を抜粋してご説明いたします。二枚目からは、計画案としまして、第1章計画の目的と、計画の構成、計画の策定体制でございまして、2ページ目にまいりまして計画の目的ですが、ページ中段の記載になります。清里町の特성에 応じた住生活の向上など施策の総合的、計画的に推進することとしてございます。3ページに参りまして、3の(2)計画の期間は平成38年までの10年間としております。

次のページ4ページについては、策定体制になってございます。5ページから2章として、清里町住宅特性を纏めてございます。6ページからは、町の特性、8ページでは住宅の人口と世帯数の状況。10ページ、11ページでは市街地の状況。12ページでは、住宅の状況としまして、16ページまで纏めてございます。

17ページ。住民のアンケートの結果をまとめてございます。900通アンケートを配付したところ300通の回答がございまして、ある程度想定していた回収率が得られてございます。18ページからアンケート調査から得た住民の意識と意向結果になります。

まず①としまして、現在の住宅や環境についての住民評価をまとめてございます。アンケート結果では、四角の2番目、3番目等になりますが、寒冷地特有の住宅の断熱性や気密性の確保、雪対策が大きくなってございまして、その他には水回りの改善など住宅の質の向上も求められています。また過疎地域の問題として、買い物や通院などの生活の利便性や除排雪対策なども求められている結果となりました。

18ページ下段の②では、住みかえ等の近年の動向の調査となりまして、リフォームが多く行われており、新築と中古住宅の購入が同率となるなどリフォームの促進や中古住宅への取り組みが求めら

れてございます。

19ページ。③では、将来の人数の把握を行っております。3割の方が、近年中に何らかの予定があると回答し、世帯の特性に応じた改修や建てかえなどの多岐にわたるニーズがあります。

④は町が重点的に進める施策への意見になります。1位には空き家対策、2位には持ち家の維持が困難な高齢者のための住宅づくり、3位にはバリアフリー住宅等の結果となり、子育てや高齢期など多様なニーズがある中で、空き家などの有効活用や住みかえや改修を行う仕組みづくりが求められております。

続きまして、21ページからは第3章として、町が抱える課題をまとめてございます。開きまして22ページから27ページまでは、町が進めている総合計画や総合戦略。国や北海道の住生活基本計画の抜粋を記載してございます。

28、29ページまでとびますが、こちらでは、人口推計により今後の世帯数を推計してございます。29ページの表になりますが、今後10年間で、世帯数が1割減少することが予想され、今後の空き家が増加することも想定されます。また公営借化率が21%と高く、民営借化率が2.7%と低いことが、清里町の特性としてあらわれております。30ページ、31ページは、その計算式となります。

続きまして32ページ。32ページは、町の将来像に向けた課題を検討してございます。1つ目に地域特性からの検討として後半になりますが、観光客や移住者の増加を図るため、居住誘導を図ることにより、町の再生、創生につなげることが求められ、若い世代を含む町民の住生活の安定確保と主に移住定住促進も求められます。2つ目は、住宅にかかわる特性として、高い高齢化率などから、持ち家を維持できなくなることも予測できることから、年をとっても住み続けられることをも可能にする仕組みづくりの強化が求められます。空き家を子育て世帯や移住定住を希望する世帯のために活用する仕組みづくりも求められます。3つ目には、アンケートの結果を受けての検討として、雪や寒さを解消する住環境、生活の利便性を高めるまちづくり、若年世帯者、若年単身者、子育て世帯、高齢世帯など多様なニーズへの対応、空き家の利活用などが求められております。

続きまして33ページからは既に実施している施策の検討となります。はじめに安全安心な暮らしについての検討をしております。33ページの表はこれまで行われてきた取り組みになります。33ページ下段になりますが、高齢者対応としてはバリアフリー改修の促進と持ち家の維持が困難になった世帯からの空き家対策が求められ、一方で高齢者世帯が地域に住み続けられることができるような住宅の整備の検討が必要としています。34ページにかけて高齢者、子育て世帯などへの対応として中段箇条書きではバリアフリー住宅の支援の検討、子育て世帯への住みかえ、空き家の活用、若年世帯への支援住宅相談体制などの整備の検討が必要とされております。35ページではストックの検討をしております。持ち家に関しては今後空き家への対策が求められることなど他建設やリフォームへの支援や中古住宅の流通などとして空き家バンクなどによる空き家の活用一方で除却支援などの検討が必要となります。公営住宅公営住宅に関しては特公賃に不足感があることと老朽化した住宅の建てかえや既存ストックの住宅の改修が必要とされます。民間賃貸住宅などとバランスをとった特公賃の整備と老朽化した公営住宅からの移転、再入居がしやすい低い家賃の住宅の供給も必要となります。36ページになりまして民営借家に関しては現在数が少ない状況にありますが、建設促進を進めることで公営借家への依存度を軽減しニーズに対応した住宅の供給が期待されます。給与住宅としては廃校に伴って使用されなくなる教員住宅等の活用の検討も求められます。

37ページはまちづくりの観点からの検討をしております。下段(イ)(ロ)ではこれまで移住定

住の助成や空き家バンクなどの施策を行っておりまして着実に実績はあげたところではございますが、おとし住宅は不足感も抱えていることやアンケート調査でも空き家活用の期待が高いことなど空き家バンクなどの情報の発信に一層の取り組みが必要となっております。また（ハ）では町の魅力をさらに引き出すため景観に配慮した住宅地の形成を取り組んでいくことについても検討が求められます。38ページ。これからの課題といたしまして人口減少社会においては移住定住や地域活性化の展開が必要であり、中段箇条書きにある移住定住等の検討が必要となります。39ページ。課題の最後になりますが省エネへの取り組みとしてこれまでも太陽光発電システムの促進を図ってきたところでございますが環境負荷低減に向けた取り組みも求められております。

40ページからは4章目標と方針の検討になります。1枚めくっていただきまして41ページは省略いたしまして、42ページになります。住宅施策の目標になります。テーマとしては美しい自然に生まれ、地域コミュニティに育まれる快適な住宅、住生活の実現としております。4つの大きな目標として、目標1では誰もが安全に安心して暮らすことのできる住まいの実現として住宅に困窮する世帯への支援を展開することとしています。目標2としては、地域のニーズに対応した良質な住宅ストックの形成として持ち家や公営住宅などストック形成や活用を行い、ニーズに対応した住宅施策を展開することとしています。続いて目標3として、移住定住や地域活性化に寄与する住宅、住宅作りとして清里町にあった住宅の整備や空き家、空き地の活用支援、移住定住促進への展開とします。最後に目標4として、自然環境との共生を重視した住まいの実現として環境負荷低減に向けた展開としております。

43ページ以降。それぞれの目標に向けた展開として具体的な事業の検討を進めております。現時点では事業のピックアップを行っている最中でございます。今後この素案から追加もしくは削除もございまして、既に実施している事業も多くございましてより効果的な展開となるよう事業の見直しも検討して検討することとなります。

以上現時点での計画施策素案の説明になりますが、現在重点的な取り組みや施策の推進手法など検討を進めているところとなっております。計画案ができましたら再度御提案したいと考えてございます。また別冊にはアンケート調査報告も添付させていただきます。こちらについては近日中にホームページや窓口などでの閲覧をすることで考えてございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

## ○前中委員長

ただ今、住生活基本計画の策定について説明がございました。各委員より質問は。河口委員。

## ○河口委員

すばらしい活字が並んで、これも同様でどういう成果を上げるのかということが、これからのことでございますけども、今年度機構改革で、産業建設課で変わってきているけれども、大きなところは移住定住という括り。この移住定住は基本的に今まで観光協会におまかせしていましたが実動隊としてはそこが大きく動いていただろうと思うんです。

私ども、先週邑南町に行って、まさしくこれを実践していると真ん中の町でした。これを実践して成果を上げている町です。で、大きな違いは何かというと保健にしても移住定住にしても1つの窓口が1つのトータルとして、移住定住、子育ての1つとして捉えているということが、やっぱりうちの町との大きな差だろうと。同じことを謳って、活字もすばらしいものがあるんだけど、どうやって組

み合わせていくかというのは産業建設課ではだめなんだろうと。あくまでも移住定住課と同じようにどうやって一体になれるかということを真剣に考えていかなければならないときに、今年は何をやって、出来なかったものについては、将来に向けてどうなのかという部分を、さらなる細かい政策実施にあたる計画を立てていただきたいなど。そのためには改めてまた機構改革をしていかないと、ちょっとなかなか難しいのかなということで含めて検討していただければ。

**○前中委員長**

課長。

**○産業建設課長**

今回の計画は産業建設課で担当いたしました。これはこの計画が町における住宅全般の計画ということで、建築という部門を所管するという意味で産業建設課の方で担当しております。ただ中身に関しては、町全体オール清里で、保健も関係しますし、それ以外の部分も関係しておりますので、作業部会の中では各担当の方々来ていただいて意見交換をしながらここまでやり、この後実施にあたってでもすべての課において、考え方を共有しながら全体として何を求めているのか、それに各部署でどう応えていくのか、連絡をとりあって、完成後はそういう形で進め方も問題あると思いますので、その辺は考慮して進めていきたいとおもいます。

**○前中委員長**

よろしいですか。ほかに。加藤委員。

**○加藤委員**

今の説明は現状の把握という形に終わっているんですが、実際公営住宅のストック計画の中では、実態に即した中でこれから3年間ぐらいの計画があったのかなかったのか。公住の。今年度から民間に委託をしてきている事業展開をされている中で、きちっと大きな方向転換をしていくのかどうなのか。基本的な考え方をきちっと整理しないとならない部分があるのかなと思うんですけど、その辺について、いつ頃までにどういう形でいくのか。あるいはストック計画等をきちっと変更をかけていけるのか、そのへんについては。

**○前中委員長**

建設課長。

**○産業建設課長**

今まで当町においては、住宅関連する詳細な計画は、公営住宅長寿命化計画のみでした。これに関しましても現在5年経ちまして、その見直しを同時でかけております。公営住宅の長寿命化計画も、今回ご説明しました住生活基本計画の一部というふうに捉えていただきたい。この分に関しましても公営住宅は所管課が町民課となりますけど、町民課の方ともこの住生活基本計画の内容と公営住宅長寿命化計画の内容のすりあわせを、今後行っていきまして、共通で計画の策定そのものは年度内完成を予定しております。その中で、連絡調整とりながら、つじつまの合う計画にしていきたいと考えております。



**○前中委員長**

よろしいですか。ほかに何かございませんか。住生活基本計画というのは、以前にも年次計画の中で、策定はされていたんでしょうか。

**○産業建設課長**

今まではありませんでした。国としては各町村でこういう住宅に関する計画をつくりなさいという指導はありましたけれども、当町には無かったというのは現状です。それと関連する事業としまして、上位の計画といたしまして、総合計画があります。また昨年作成しました、まち・ひと・しごと総合計画。これが昨年度に見直しと新たに設定されたことで、これを機に今まで当町としてもなかった住生活の部分に関して盛り込もうということで、今回28年度で作成しております。

**○前中委員長**

当町における住環境課題提起というか、明文化された中で的確に捉えて、それに伴って河口委員がおっしゃったように担当の課を横断した中で、ワンストップの中の体制づくり、福祉行政あるいは除排雪、高齢者の問題、過疎の問題、あるいは再生エネルギー利用によるスマートハウスですか。そういうものの提案がありますけど、それをどのような形で今後具体的に行政主導で推し進めるといのは大変難しいところもありますので、そういった意味で計画立案の調整は大変必要ですし、それに伴って進めていただきたいと思っておりますけれども。

**○産業建設課長**

現在、当町におきまして住宅に関する取り組みは、各部署で計画を立てておりバラバラなものになりますので、統一した計画の中で各部署が参加して統一の考えで進んでいくことは大切であると思っております。今後ともこの計画が策定し完成した以降も各部署と連絡調整を取りながら、統一した見解で進めてまいりたいと思っております。

**○前中委員長**

他ございませんか。よろしいですか。全体をとおして産業建設課何かあれば受けたいと思っておりますけれどもよろしいですか。以上で終わりたいと思っております。

**○前中委員長**

それでは焼酎醸造所関連の協議報告お願いしたいと思います。提案説明の方よろしくお願いたします。はい所長。

**○焼酎醸造所長**

それでは焼酎醸造所の所管事項2件について協議報告させていただきます。今回平成28年度の焼酎販売実績ということで、第2四半期の報告と人事院勧告に伴います焼酎事業特別会計の補正予算（第2号）について担当より説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願いします。

**○前中委員長**

はい担当。

### ○焼酎醸造所主査

それでは説明いたします。1ページ目ご覧ください。平成28年度第2四半期半年分の4月から9月分の販売実績となっております。一番下段、合計欄ご覧ください。

前年度平成27年度販売金額4千955万1千680円に対しまして、本年度につきましては5千980万1千785円の販売実績となっております。前年対比20%増金額にしまして1千25万105円の増となっております。こちらの表にはございませんが、前前年度同期、平成26年度のリニューアル前の状況と比べますと、こちらリニューアル前が、3千142万581円の売り上げでしたので、約1.9倍となっております。2千38万1千204円の増となっております。

表の方に戻りまして、内訳でございますが、全体的に昨年度大きく上回った販売状況は継続しております。目立ったものとしたしましては北海道清里700mlいわゆる定番、透明な製品でございますが、こちらが前年5千564本販売数量だったものに対しまして、1万79本の販売数量となっております。前年比2倍近い販売数量となっております。こちらの商品につきましては、主にあの本州方面で引き合いが強くなっております。主要4銘柄の状況ですが、前年と比較いたしまして、北海道清里で4千515本、331万494円の増、北海道清里樽で4千214本3千338万4千420円の増、北海道清里原酒で487本91万9千978円の増、北海道清里原酒5年で111本29万3千716円の増となっております。以上で説明を終わります。

### ○前中委員長

ただ今28年度焼酎販売実績第2四半期についての説明がございました。各委員より質問を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

これ北海道清里この売り上げが2倍売れているっていうんですけども、この要因っていうのは量販店っていうかマルシェさんでしたっけ、その関係が一番色濃く反映されていると理解してよろしいでしょうか。はい課長。

### ○焼酎醸造所長

定番の部分につきましては、やはり大阪マルシェ。こちらが定番を力入れて販売していただいていると、これが伸びている要因かなと。そして最近本州の方の卸、こちらの取引が若干伸びてきておまして、そちらの卸さんの取り扱いがどちらかというと定番の量が多いというところで前年の実績からいくと倍近い数字まで定番が伸びているという状況になっています。

### ○前中委員長

わかりました。何かありませんか。なければ次うつらせていただきます。

②平成28年度焼酎事業特別会計補正予算第2号について提案説明よろしく願いいたします。はい担当。

### ○焼酎醸造所主査

それでは、平成28年度焼酎事業会計補正予算、第2号につきましてご説明いたします。2ページ目、総括表の方をご覧ください。歳入からご説明いたします。財産収入につきまして焼酎販売量の増による増額といたしまして12万円。繰入金といたしまして15万2千円。こちらは一般職一般職員へ

の人件費増額分でございます。合わせまして27万2千円の増となっております。

次に歳出でございますが、人事院勧告によります人件費の増といたしまして、総務費に27万2千円の増額補正をいたします。内訳といたしましては一般職級こちらが4万4千円、一般職期末勤勉手当に22万8千円となっております。歳入歳出ともに現計予算11億2千430万4千円に対し、27万2千円の増額を行いまして合計1億2千457万6千円となっております。以上で説明を終わります。

#### ○前中委員長

ただ今平成28年度焼酎事業特別会計補正予算第2号についての提案説明ございました。各委員より質問賜りたいと思います。ありませんか。よろしいですか。全体を通して何かあれば焼酎醸造所に対してあれば受けたいと思いますけど。はい河口委員。

#### ○河口委員

先ほど実績を報告していただいている中で、昨年度今まで一般繰入金額からみると昨年が一番大きい状態なのかなと思います。その中で昨年非常に売れています、それ以上に今年度の数字っていったときに、昨年度繰入金額を考えて、さらにまだ大きくなると将来がなかなか見えてこないんだろうと思いますけども、それ含めて当然値上げだとかいろんなこともありますけれども、是非収支の中でこっだけ売れて昨年も売れました。さらに今年それを上回る勢いで収支がこんなに問題なく推移しましたっていう報告が3月に聞けるような工夫を、あと半年ありますのでさらなる検討をして良い成果を出していただきたいと。

#### ○前中委員長

はい所長。

#### ○焼酎醸造所長

ただいまの部分価格の改定の関係、これからまた議員の皆さんにも報告をしていきたいというふうに思っております。価格の関係、最終調整させていただいている状況でございますが、繰り入れの関係についてはなるべく繰り入れが少なくするような形で料金改定含めて考えていきたいというところでいろいろやっているところでございますが、職員の人件費、これらの部分なかなか管理職は増えたという部分もございまして、それらの人件費すべてを網羅する部分がかかなり厳しい部分もあるのかなというふうに思うんですが、これらの部分製造販売の部分を含めた中で、いろいろ検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

#### ○前中委員長、

河口委員、よろしいですか。池下委員。

#### ○池下副委員長

今回、こういうふうに北海道清里については昨年の倍ぐらいの本数も出ているし、全体的にこうやって伸びているのかなと思うんですよ。ただこの北海道清里それから樽原酒5年っていうのはこれ言っちゃ悪いけど、はっきり言って日本国中どこでも買えるんです。今、ほとんどね。ところが清里で

しか買えない焼酎ってありますよね。清里に来ないと買えない焼酎。こういうものを観光客の人が買いに来たときに、例えば神の子池とかそういうマニアックな焼酎売れたんだけど箱がない。これ実際ありましたよね。なぜこういうふうになるいつも。もう何年も、一昨年の9月からこのリニューアルして新しくなってからも瓶がないだとか何がないだとかってずっとこうやってきましたけども、いつもこういうふうな話が出てくるんだらうって不思議でしょうがないですよ。お金がないとか発注が遅れただとかそういう言い訳聞きたくないですよ。だって売る側にしたら、物売れていくらの商売に対するその注意力っていうのかな、売る気があるのかっていうのが見えてこないですよ。こういう話ばかり聞くと。そうすると清里にわざわざ神の子池見に来て焼酎買って帰ろうと思って、この焼酎ください。箱ないんですよって。これ物売りとして最低ですよ。こういう意識改革をこれからやっていかないと。本当に焼酎もこれから工場直して何億もこうやって、やっていく事業にするのであれば、基本的なところから感覚を変えていかないと。だから町でやっている焼酎はだめなんだと言われるんですよ。拳句の果ては清里がだめだって言われるんですよ。そこら辺、これからもう二度とこういうことのないように充分注意しながらやっていただきたいっていうふうに私は思います。

#### ○前中委員長

今池下委員から指摘ありましたけども、所長の方から何かあれば。はい。

#### ○焼酎醸造所長

ただ今の御指摘の部分、神の子池の箱の在庫が切れてしまっていた、数的にはそんなに大きくなかったんですが、在庫の確認がとれてなかったという部分がございます、急に大きな発注が来た時にその分の生産が間に合わなかったというところで箱だけに関しましては、欠品状態が起きたという部分はございます。この関係につきましては過去何回も同じような形でいろいろご指摘を受けて、いろいろ改善を進めているところなんです、業務のちょうど製造時期の忙しい時期に重なったことでございまして、発注の部分でミスがあったという部分でございます。これについては、今後こういう形のないように進めていきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

#### ○前中委員長

しっかり在庫管理等々目を凝らしながら注意して、そういう箱はいくら1個2個でも欠品というのは一応営業ですから、商売ですから。そこらへんは注意を払って営業努力をしていただきたいと思っております。他に何かありますか。なければ終わりたいと思っております。ご苦労様でした。

#### ○前中委員長

それでは大きな2、次回委員会の開催について。

#### ○議会事務局長

12月8日木曜日です。

#### ○前中委員長

3、その他何かあれば受けたいと思っておりますけども。よろしいですか。以上持ちまして第13回産業福祉常任委員会を終了したいと思います。本日は大変ご苦労様でした。

---

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、第13回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後 2時24分)